

【重要】令和9年度及び10年度在外教育施設派遣教師の推薦について依頼します。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力といった教師の資質・能力の向上に繋がります。本教師派遣を教師の資質・能力向上の好機と捉え、派遣教師の積極的な御推薦をお願いします。

7 文科教第 2 1 3 8 号

令和 8 年 3 月 2 6 日

附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人の長  
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省総合教育政策局長

塩見 みづ枝

(公印省略)

令和9年度及び10年度在外教育施設派遣教師の推薦について（依頼）

平素より、在外教育施設への教師派遣について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和9年度及び10年度在外教育施設派遣教師の推薦について、下記のとおり依頼します。

令和4年6月に公布、施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）」では、基本的施策として「国は、地方公共団体の協力を得つつ、在外教育施設の教職員を確保するために必要な施策を講ずるものとする」旨が規定され、令和5年4月に決定した「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、在外教育施設の教師は在留邦人の子の学びの保障に不可欠な存在であり、在外教育施設において教師の果たす役割は極めて大きいとされており、政府としても必要な施策を講ずることとされています。また、令和3年度に総務省と共同で実施した「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」においては、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上に繋がるエビデンスが示されました。在外教育施設での勤務経験の有する研修効果をより高め、在外教育施設での教育経験を国内の教育に十分に生かせるよう、在外教育施設の教職員に対する研修等についても、充実を図ってきているところです。

派遣元におかれては、本法律の趣旨及び本教師派遣に係る下記条件等も踏まえ、本教師派遣を所属の教師の資質・能力向上の好機と捉えていただき、派遣教師として適当と認められる者を積極的に御推薦くださるようお願いいたします。また、国立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、別添1「令

和 9 年度及び 10 年度在外教育施設の推薦及び選考手続について」に基づき、本教師派遣について、特色ある配置の活用及び派遣がもたらす効果も含めて積極的に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 在外教育施設への教師派遣の概略

#### (1) 趣旨

文部科学省では、我が国の主権が及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、日本国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところです。その一環として、派遣元の協力をいただきながら、在外教育施設に対する教師派遣を行っています。

#### (2) 待遇

- ・ 本教師派遣においては、派遣教師本人に対し、旅費及び派遣先での衣食住に必要な経費として在勤手当（在勤基本手当、住居手当等）を文部科学省から支給しています。
  - ・ 派遣元は派遣教師本人に対して給与を支給しますが、文部科学省では公立学校及び私立学校の教師に係る給与支給額のうち対象経費を委託費として、都道府県・指定都市教育委員会及び学校法人に交付しています。
- ※ 在外教育施設に派遣される公立学校の教師は、教育公務員特例法第 22 条第 3 校に基づく長期の研修出張扱いとなり、私立学校の教師も出張という身分取扱を受けることとなります。

### 2. 特色ある配置の活用について

#### (1) 優先推薦枠

推薦に当たっては、姉妹都市協定の締結、またはそれに準ずる積極的な交流を行っている国や地域に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する「姉妹都市等優先推薦枠」、外国人児童生徒等が使用している言語を使う国や地域に所在する在外教育施設に優先的に派遣する「日本語指導等優先推薦枠」、小学校又は中学校教師の英語力強化を目的として英語を公用語とする国に所在する在外教育施設に優先的に派遣を希望する「教師の英語力強化優先推薦枠」を設けています。

#### (2) 夫婦派遣枠

近隣の在外教育施設がある学校についてはそれぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣する「夫婦派遣枠」を設けています。夫婦ともに教師の場合に、夫婦のうちいずれか一方が配偶者同行休業を取得することなく、また、住居を別にすることなく、夫婦それぞれが派遣教師として委嘱を受けることとなり、在勤基本手当も各々に支給されます。

※ 公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、夫婦それぞれの給与支

給額のうち委託費対象経費を都道府県・指定都市教育委員会及び学校法人に委託費として交付することとなります。

### 3. その他

- (1) 派遣期間中においては、派遣教師の職務遂行上の能力、熱意及び職務の実績を評価する定期報告制度を設けており、派遣元にも共有しています。また、上述した令和3年度に総務省と共同で実施した調査では、派遣によって向上する教師の資質・能力が具体的に示されました。在外教育施設派遣で得た経験を国内で十分に発揮するために、渡航前に派遣教師と管理職及び教育委員会等で派遣期間中の目標を具体的に設定し、派遣終了後にどのように派遣経験を還元できるか、コミュニケーションをとっておくことを推奨いたします。
- (2) 派遣効果を高めるために、派遣中の不安を軽減するような、生活状況等についてもコミュニケーションをとることが有効であると示唆されていることから、派遣中の教師とコミュニケーションを取っていただきますようお願いいたします。派遣期間中の目標設定については、参考資料14にも記載したので、参考までに活用いただければと思います。
- (3) 在外教育施設からの帰国後は、派遣教師がその経験を生かせるよう人事上の配慮をお願いいたします。
- (4) 令和9年度及び10年度在外教育施設派遣教師の応募については、当省ウェブサイト等でも周知する予定です。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/004/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/004/001.htm))

#### 【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局国際教育課  
在外教育施設教職員派遣係 山下・榊原  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
TEL : 03-6734-2440  
E-mail : hakenkyoshi@mext.go.jp